第５章　まとめ

菅沢遺跡Ａ区では中世後半の陶磁器片を出土した土坑群が検出された。遺物が少なく性格は不明瞭であるが、比較的近いところに、多伎町小田の富士ヶ城跡（第２図ｃ８）、同久村の平畑城跡（第２図ｃ 16）など、中世の城跡が存在しているので、これらと関連する集落の墓地の可能性が考えられる。

菅沢遺跡Ｂ区では古代～中世に遡る可能性のある道路状遺構が検出された（第 25 図）。以下にこのあたりの人々によって原始・古代古代から使用され続けてきたであろう生活道路や、古代国家が設けた驛路や伝路といった公道との関係について若干の考察を行い、まとめにかえることとする。

『延喜式』によれば、出雲国は野城、黒田、宍道、狭結、多伎、千酌の６驛家、石見国は波祢、詫農、楠道、江東、江西、伊甘の６驛家があったことが知られる。このうち、菅沢遺跡は出雲国に入るが、出雲国の多伎驛家と石見国の波祢驛家の間に位置し、『出雲国風土記』によって神門郡多伎驛か多吉郷の行政区分内にあたることが推定される。

> 多伎郷　郡家南西廿里。天下造らしし大神の御子、阿陀加夜努志多伎吉比賣命が坐す。故、多吉といふ。神亀三年、字を多伎と改む。
>
> 多伎驛　郡家西南一十九里。名を説くこと、即ち、多伎郷の如し。

この多伎郷と多伎驛の距離の差の一里は、現在の約 535 ｍで、郷に郷家を認めるならば、驛家とは比較的近距離にあったことになる。

古代道は驛家と驛家を結び全て都に通じる驛路と、郡家と郡家を結ぶ伝路がありその機能は峻別されていた。『出雲国風土記』の記載を見れば驛路付近の伝路は驛路と重なるようにも読めるが、そうでない部分もある。巻末の伝路と驛路の記載は次のようである。すなわち、伝路については、神門郡家から国境までは、

> 郡家より西へ卅三里にして国の西堺に至る。石見国安濃郡郡に通る。

驛路は多伎驛から国境までは、

> 西へ一十四里にして国の西堺に至る。

とある。さらに、神門郡条末には、郡家から石見国境までの、道路に関する少し詳しい記述がみられる。一つは、

> 石見國安濃郡の堺なる多伎伎山に通るは、卅三里。路、常に剗あり。

で、これは驛路（神門郡内の狭結驛と多伎驛との間の 19 里＋多伎驛と国堺までの間 14 里）や伝路（神門郡家と国堺までの距離 33 里）である神門郡家からの里程である「卅三里」と同じであり、国境に常設の剗があり、「多伎伎山」という具体的な道票が示されている。もう一つは、

> 同じ安濃郡川相郷に通るは、卌六里。徑、常には剗あらず。但、政ある時に當りて權に置くのみ。

とある記述である。川相郷は大田市河合町が遺称地で、石見国一宮物部神社がある。政変の時には剗を置くとされるから、神門郡家からの距離「卌六里」はその剗までと考えられよう。通説に従って前者が伝路と驛路が重なっていると考えれば、後者はそれ以外の道路となる。

前者が「路」、後者が「徑」と表記されていることを重視すれば、「路」は驛路や伝路、「徑」は

それ以外の道路として、少なくとも風土記の編纂者には区別されていたとみられる。飯石郡条末に、

波多徑・須佐徑・志都美徑　以上の徑は常には剗なし。但、政ある時に當り權に置くのみ。竝びに備後國に通る。

とあるように、「徑」には必ずしも国境ばかりに剗があるわけではないことが知られると同時に、臨時にせよ剗が置かれることが記載された理由であって、普段は生活道路であったことが「路」ではなくて「徑」と表記させたのであろう。政変の時のみ公道となったのである。

また、日常的に使う生業場への道や、集落間を結ぶ生活道路はいくつかあったはずであり、『出雲国風土記』が各郡家から郷までの方位と里程を記していることからすれば「郷道」とでもいうべきものも考慮に入れておく必要があろう（関 2001）。さらに、他の公の施設としては出雲国と石見国の国境に海上警備のための戍が置かれていた。

宅枳戍　神門郡家の西南卅一里。

と『出雲国風土記』は記す。こうした施設に行く路も想定されるが実態は不明である。

このように、菅沢遺跡で検出された道路状遺構は、驛路、伝路、郷道、その他の生活道路などのどれかに相当すると考えられるが、こうした問題を解明するのに好資料を提供した。

【引用・参考文献】
秋本吉郎 1958「風土記」『日本古典文学大系』２岩波書店
藤岡謙二郎 1978『古代日本の交通路』Ⅲ大明堂碼
木下　良編『日本古代道路事典』古代道路研究会
関　和彦 2001「古代道を探す -『出雲国風土記』の世界 - 」『古代交通研究』第 10 号古代交通研究会

（内田律雄）